

商工委員会議録第四十六号

昭和三十一年五月十日(木曜日)

午前十四時四十九分開議

出席委員

委員長 神田 博君

理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君

理事小中 久雄君 理事佐本 一雄君

理事長谷川 四郎君 理事中崎 敏君

理事永井 勝次郎君

秋田 大助君 阿左美廣治君

大倉 三郎君 菅 太郎君

菅野和太郎君 椎名悦三郎君

島村 一郎君 首藤 新八君

鈴木周次郎君 田中 角榮君

田中 龍夫君 野田 武夫君

淵上房太郎君 前田 正男君

南 好雄君 森山 欽司君

山本 勝市君 伊藤卯四郎君

加藤 清二君 佐々木良作君

佐竹 新市君 多賀谷眞樹君

田中 武夫君 田中 利勝君

帆足 計君 松尾トシ子君

松平 忠久君 水谷長三郎君

出席國務大臣 石橋 湛山君

出席産業大臣 坂根 哲夫君

出席政府委員 川野 芳満君

總理府事務官(公 岩武 照彦君

正取委員(公事 政務次官 小室 恒夫君

事務局(局長) 通商産業事務官 鈴木 義雄君

(大官房長) 通商産業事務官 小室 恒夫君

(重工業局長) 通商産業事務官 小室 恒夫君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 小室 恒夫君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 小室 恒夫君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 小室 恒夫君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 小室 恒夫君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 小室 恒夫君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 小室 恒夫君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 小室 恒夫君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 小室 恒夫君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 小室 恒夫君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 小室 恒夫君

通商産業事務官(中小企業 秋山 武夫君
庁振興部長) 専門員 越田 清七君

五月九日

委員林唯義君及び田中武夫君辞任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員田中益男君辞任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中益男君辞任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中益男君辞任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中益男君辞任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中益男君辞任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中益男君辞任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中益男君辞任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中益男君辞任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中益男君辞任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中益男君辞任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中益男君辞任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中益男君辞任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中益男君辞任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中益男君辞任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中益男君辞任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

打っておるよう感じておるのであります。そこで、それでなおかつ不十分である、従ってこの法案がいよいよ法律となつて実施されたらば、こういう点において具体的に利益があるんだ、こういう今までの不都合というか、適正でない問題が、具体的にこういうように解決されるんだというようにすることについての説明を願いたいと思つておる。

○小室政府委員 お話の通り、輸出面あるいは生産面において、輸出品の売り込み競争が過度になつて安値売りが起らないように、あらゆる措置を講じておるのでありますけれども、しかしながらそれだけではまだ弊害を是正するに至っておりません。やはり繊維品の需給の根本的な調節をはかるためには、長期的に見れば設備が乱設されないうような保証がある方がいい、もちろん需給状況は毎年々々変つていくのでありますから、毎年々々の需給状況に際しては新増設を必要とするれば、これは秩序立った新増設を行わしめて、またここ数年の需給関係から見ても、明らかに過剰になつております設備は、やはりその状態を正してこれを処理していくことが必要だと思つておる。特に中小企業の多い繊維部門等につきましても、繊維の過剰という事実は疑うべからざるものであります。また古い機械が相当あるということも事実でございます。そういう面に重点を置いて処理をいたしていくというところが、結局日本の繊維品の安売りを防

止するということに通ずるわけであり、もちろんこれはある程度長期的な対策ということでございますから、これをやったら直ちに値段が幾ら上るといふようなすぐの効果はないけれども、有効な結果が現れてくるということを確認しておるわけでありまして、

○中崎委員 この法案の一つのねらいとして、秩序立った計画に基いて機械設備を適正に調整する、それは同時に輸出上においても好結果をもたらすというように説明があつたのであります。が、そういう考え方に反対しようとは思はないのであります。それではその問題がただ繊維だけに限つたわけじゃないか。これは通産大臣にお聞きしたいのですが、こういうことは他の産業全体にも当然起る問題である。なるほど輸出面から見れば繊維産業は第一位を占めるといふくらい重要なウェイトを持つておるのは事実であります。が、国の産業全体から見ると、一定の秩序を立てておるのを省き、そして計画の線に沿つてこの経済を計画し、同時に国民生活の向上をはかり、適正な規制をはかつていくということが必要であるというように考えておりますが、それが繊維に限つて具体的に取上げられて、そのほかの問題についてはあまりまだ政府の方において具体的な計画と熱意を持てているというように私を私たちは聞かされておる。この点についての通産大臣のお考えを聞きたいので

あります。

○石橋國務大臣 お説の通りであります。日本の産業設備の過剰や、あるいはその改善に十分なことができないというところは繊維に限りませんが、しかしこれもお説の中にありましたように、日本の産業としてはやはり繊維産業というものが王座を占めております。またその中の中小企業等も最も数が多いし、それに深刻な影響を与えるものは、繊維産業でありますから、まず繊維産業について処理をするということが一番必要だと思つておる。これは一度に何もかもやるというわけにはなかなか参りませんから、まず最も大切な繊維産業について御協賛願いたい、かように考えております。

○中崎委員 この問題についてのあまり突っ込んでの議論を差し控えますが、いづれにしてもこうしたような問題は、ただ単に部分的に一つの業態を取り出して、それだけ取り組んでいくということは、今言つたように、政治のあり方としては妥当でないというふうに考えておるわけでありまして、この線に沿つて政府の方においても、さらにもう少し総合的な企画の上に立つて、強力な施策を推進していくというところの熱意と努力を、一つ私どももお願いしたいと思つておる。

またちよつと関連するのであります。が、そういうしますと、法律によつて設備を規制していくという、いわば固期的な一つの行き方でもあるのであり

ますが、今まで自由民主党の一つの主張が、それぞれ自由な経済にまかしておけば、水の流れるがごとく、機械の設備が多ければだんだん自然な作用によって調整をされるということになっていくから、そこに自由経済の妙味があるということ、一切の政治方針をそこに持ってきて進めておられる。それなのに何かかわらず、今回の場合においては、強力な画期的な一つのこうした法律を作ったやうな感じが、考えであるのでありますが、この点については、相当大きく自民党の今日までの主張を曲げるというか、大きな方向転換と考えられるのでありますが、そういうふうな解釈してよろしいのかどうか、お聞きしたいのであります。

○石橋国務大臣 私の承知しておる限りにおいては、今日レッセフェール——むろん全くの自由放任主義を主張しておる論者は、いかなる面においてもないと思います。でありますから、むろん今日においてはできるだけの個人のインシアチブを尊重する、個人のインシアチブの發揮を妨げないということを基礎にいたしておることは、これは自由民主党の主張でありまして、その点においては自由主義であります。しかしながらその事柄々々に応じてある程度の規制を施すことは、われわれの主張と何ら矛盾いたしておりませんつもりでありますから、今までの自由民主党の主張と組織工業設備臨時措置法案が食い違ふとは思っておりません。

○中崎委員 この点非常に私たちが納得いかない点でありまして、もう自由主義経済の基本をこれによって大きくゆがめておるのであります。まるきりこ

れは百八十度の方向転換であります。言いかえると、現在の業界に携わっておる人たちの意思いかにかわらぬ、強権を發動してそして登録をさせて、その線に沿って設備の制限を強力にやるというのでありますから、自由主義もへったくれも何もあつたものではない。まるきり国家権力によって押えつけていくというわけでありまして、どう見てもこれは著しい大きな方向転換であるという考え方を表面に出されない限りにおいては、説明のつかない問題だと思ひます。この点については、相当考え方を要する必要がある、それによってこの法律案というものが進められてきたのだというふうな説明をしてもらわない限りは、どうも納得がいけないと思ひますが、その点いかがですか。

○石橋国務大臣 今も申し上げた通りであります、われわれの自由主義はこういうことをやるのも自由主義なんです。その必要に応じて適当な政策をとっていくことは、昔のレッセフェール、何もかも自由放任主義をやるといふようなことは、いまだかつて申ししたことではないのであります。

○中崎委員 そうしますと、自由民主党の理念であるところのいわゆる自由主義は一体どういふものであるのかというところをはっきりしてもらいたい。これは政治の基本に関する問題であるから、いわゆるレッセフェールの、あるいは自由放任主義でないということが一応今説明されましたが、それでは、その自由主義というものはどういふふうに変貌してきたのか。今日の段階においてどういふふうな方向に立つて、それで社会主義の考え方と一体と

ういふふうな開きがあるのかというところを具体的に御説明願ひたい。

○石橋国務大臣 これはなかなか大問題でありまして、一冊の本を書かないといけないのでありますが、しかし今日の自由主義というものは御承知の通り、昔の自由主義そのまゝが今日どの国にも、どこにもも実施されているというところではありません。これはマルクスが百年以前に言つた例の共産党宣言の中に書いてあることは、あらかた今自由主義のもとに実行されている。そういうふうな流れでいくのが自由主義で、妙な講義みたいなことを言うつもりはありませんが、自由主義というものは自然発生的に、人間の生活に於いてできたのが自由主義でありまして、いわば社会主義の方はいささかイデオロギー的に出て参りましたから、イデオロギーにいろいろ執着されるのであります。自由主義の方はイデオロギーに執着しないのです。実際の人間の生活に於いて、人間の生活を伸ばすのに最もいい施策をするのが自由主義であると私は考えております。これは非常に理論的な論争でありますから、きょうは一つ御勘弁を願ひます。

○中崎委員 自由民主党は一國の政權を担當して一つの大政として、しかも大政調査会も持ちになつていゝる。政府の方においても経済企画庁もあれば、さらに通産省の中にもこうしたやうなことを考えながら新しい政策が立てられるやうな機構もあるやうであります。そういうやうなことをして、自由主義というものは現在の政治の上において一体どの程度までこれが当てはまるやうなものであるか、具体

的にはどういふ方向をとるものであるかということがはっきり示されない限りにおいては、一切の政策がこれから流れ出てくる、ちょうど川の源みみたいなもので、それから川が流れてくるやうなものでありますから、そういうものがはっきりして、政治の目標、国民の進んでいくべきところの一つの指針というものが示されるものではないかと思ひます。そういう意味において、ここにはみ出してきた法律案であるけれども、その考え方が大きく転換した理由はどこにあるのかということをお聞きしたいのであります。実はこれは簡単に見のがせないもので、ちよつとお聞きしたいのであります。が、修正資本主義というものをかつて民主党が何かで言われておつたが、あなたが言われるのは、大体修正資本主義みたいな考え方に立つて言っておられるのか。自由放任の自由主義でないというのであるならば、一歩何らかの形の変つた修正資本主義というふうな——これは主義であるかどうか知りませんが、かつて一つの政党が唱えておつたのだから、そういうものを一応認めていいと思ひますが、そういうふうな程度のものであるのか。もう一歩進んで社会主義に近いやうなものであるかどうか、それを一つお聞きしたい。

○石橋国務大臣 これはさつきも申しましたように、理論論争になりがちでありますから、あまり深入りしたくないのであります。要するにイズムにとらわれないのが自由主義なんです。ですから、さつき申しますように、自由主義社会においてすでにマルクスの主張が取り入れられて、実行されてい

る。同じやうに今までの自由主義というものは自然発生的でありますから、そのときの人間の生活の必要に応じて政策が実施されるのでありますから、むろん社会主義の主張されていることも幾らでも取り入れられておりますし、今後でも取り入れられるものと考えております。

○中崎委員 あと関連があるやうです。この問題一つだけで何しますか、イズムにとらわれないのが自由主義だと言ひますが、自由主義そのものがイズムではないかと思ひます。すなわちイズムにとらわれないと言ひながら、そのイズムに自分自身がとらわれているということになるのではないかと思ひますが、その点いかがですか。

○石橋国務大臣 どうもこの応答は困るのでありますが、自由主義という名前が、いゝゆる自由主義の主張者というが、何か実際にやつてゐる者がつたのじゃない。社会主義者から自由主義とかあるいは資本主義という名前をつけられたのです。イズムというものをわれわれはつけておらないのだが、その反対のイデオロギーを持たる方からイズムとしてそういう名前をつけられた。

○永井委員 関連してこの問題は、この法案を審議するところの前提条件であり基礎的な問題であると思ひます。これが石橋通産大臣が鳩山内閣の伴食大臣ならわれわれは伴食大臣として取り扱つて、こういう基本的な問題を大臣と質疑を繰り返さうとは思ひません。少くとも鳩山内閣における経済政策の頭脳であり、大成を待望されている政治家としての存在であるから一通

産大臣ではない。国務大臣として将来保守党の陣営における経済政策のチャンピオンであるその人が、そういうわけのわからない経済理論をもってこの法案に臨むということについてはわれわれは看過できませんから、従ってこれは鳩山総理大臣に聞くよりも経済政策については石橋通産大臣に聞いた方が鳩山内閣を代表する答弁が得られると思うから、私はあえてここで聞きたいと思うのでありますが、自由主義経済はイズムにとらわれない、そしていろいろな状況に適応していくような政策ができるのが自由主義経済だ、要約すればこういうような御答弁であつたと思う。それならば、その適応していくというような条件が業者自身の中からずつと出てくるものでなければ自由主義経済ではないと思う。創意工夫してみな意見盛り上げてその中でいいものがどんどん伸びていくのだ、へたな人為的な手段方法を加えない方がかえって発展になるのだ。こういうところが自由主義経済だとわれわれは理解している。それならば縦横関係の問題に問題を要約してみますと、過剰投資が行われて、そうして現在それを整理しなければならぬ。こういう国民生活とそれから経済の正常な発展と違った形がここにもうできてしまった。こういうものをこしらえてしまったのは何かという自由主義の経済の欠陥なんです。こういう欠陥ができてきたので、これは見のがせないからというので、これを何とかしなければいけないというのが現在の法案だと思ふ。もし自由主義経済がほんとうにいいならば、こういう欠陥は生まれません。生まれない前に情勢が、国際情勢が変れ

ば国際情勢に適応し、国内の事情が変れば国内の事情に適応するような経済現象というものがそこにできてこなければならぬはずなんです。それをこいう欠陥を作ってしまった。たとえばその辺にやたらに自由放任に家を作ってしまったから、道路を作らなければならぬということがあとからできてきて、家をつぶして道路を作る、こいうのが自由主義経済だと思ふ。その結果として具体的に、たとえば石橋通産大臣の政策の中でどういふことが行われているかといへば、硫黄が生産過剰だからこれを押えるといつて人為的に押えたから今度は数量が少くなつちやうて、硫黄の輸出国であつた日本が海外からまた輸入しなければならぬ、こいうことをやっている。あるいは石炭の問題も、自由によつておいで、そうして今度は整理しなければならぬといふことでやつた。やつていく途中で今度は石炭の値段が上つてきたら、もう去年決定した案が実行できないという状態になつてきている。これは、何も計画性を持たないで出たとこ勝負で、ここにできるものができたからできるものこやうくを張ろうといふようなことが自由主義経済であるとするならば、石橋通産大臣は新しい時代における保守党の政治家としては伸びない、これが最後だ、石橋通産大臣の政治家としてのぎりぎりの限界じゃないか、こいう頭でいけばもう先はない、そのことをほくは石橋通産大臣のために悲しまざるを得ないわけなんです。ですからこの法案が生まれてくるようなこいう不満な条件をここに自由にこしらえてしまつて、できたところのもの何とかなければならぬといふ

ような、こいうことは自由主義経済の欠陥じゃないでしようか、基本的な免れることのできない条件ではないか、今までの時代ではよかつたけれども、少くとも今の時代には適応しない手段ではないか。だからこの國だつて計画性を持ってちゃんとやる、こんなことのないようにもつと計画性を持ってやれば、私はちゃんとできたと思ふ。社会党は雨が降りそうになれば屋根をふくのです、自民党は、保守党の自由主義経済というものは雨が降つてから、あつて雨が降つてきたといふことであつて屋根をふこうとしておる、こいうのが自由主義経済の欠陥ではないかと思ふのです。私はあえてこの基本的な問題をいろいろ伺おうとは思わないのですけれども、具体的な問題で、繊維産業というものを今日のようになつて今度の状態に追い込んだ責任は、石橋通産大臣の政策の失敗じゃないでしようか。その失敗をこで何とかしやうといふことは自由主義経済の行き詰まりではないですか、これを基本的に聞きたいと思ふ。

○石橋通産大臣 これは実際の実行においては失敗もございます。それは、もし全部失敗がなくてすべてがなめらかにいこうものなら、新しい政策の必要はないのでありますが、今度の法案のごときも出さなければならぬといふのはお話の通りどこかに失敗あるはずのことがあるから、新しい法案を出さなければならぬといふことは事実でありますから、それはもう率直に私もそれを認めざるを得ないと思ふ。しかし自由主義といふものは——自由主義の論争をする必要はないのじゃないかと思ふのですが、自由主義

というものは、それはレッツフェールといふものをだれも主張しておる者はないし、またそれは実行ができるものではないと思ふのです。ですからこれは私から言ふと、実際は自由主義とか社会主義とかいふ区別はないのです。だから社会主義といふ何か一種のイデオロギミみたいなものがあつて、これを特に主張すればそれはあるかもしれないが、結局は一つのものであつて、いかにしてわれわれがいい生活をしていくかといふことに帰着するのでありますから、実はこれはどこかの政党の政策なんていうわけにもいきませんが、私の考えでは今日の世の中におきましては自由主義とか社会主義とかいふイデオロギイの区別はない、こいう思ふのです。それをやれば必ず誤まりが出てくる、こいう思ふわけですね。そんなことではない、あなたの政策の中にこいうものはないといふだけだと呼ぶ者あり、まあこの論争はどうかこの辺で一つこめんをこうむりたいと思ふ。

○中崎委員 実はこの問題はここの程度でとめておきたいと思つたのですが、何だか石橋大臣の言われることに、またちよつと新しい納得のいかない問題が出てきたので、もうちよつと触れておきたいと思ふのであります。実は現在日本において二大政党といふものが現存しておるわけでありまして、その二大政党は国民に対してどういふ目標と理念——進んでいくべき目標と、どういふ考え方を持つて一体進んでおるのかといふことをはっきりとさせておる。そうしてそれはお互いがフェアの立場に立つて政治的な争いもやり、同時に國の政治を進めていくといふ一つの道しるべになるのだと思ふ。そう

いう意味において、国民は少くとも自由民主党は自由主義といふ一つの考え方の上に立つておる、社会党は社会主義の上に立つておる、こいうことを信じている。しかもまた実際において自由民主党は自由主義の上に立つておる、こいうことは、はっきり鋼領、政策の中にも織り込まれておると私は信じておる、社会党においてももちろん社会主義の上に立つておるといふことははっきりとしておる。こいう意味において、今日においては自由主義も社会主義もないと言われるにかかわらず、現実にはちよつと、たとえば宗教の場合において、南無阿彌陀仏とか南無妙法蓮華經とか、信仰する一つの目標といふものがあるわけですね。それがどうも石橋さんのような場合においては、社会主義も自由主義もないのだと言われる。政策の面においては両者相対するやうなところがあるでしよう。たとえば社会主義の立場からいつてもこいう政策はいい、あるいは自由主義的な考え方の上に立つてもこいう政策はいいといふ、政策の面においてはさういふやうに両者相対する点もあるかもしれない。けれどもそのものとの基本的な考え方、理念の上においては明らかに相違があるのだと思ふのであります、一体この点について、政策と一つの理念、こいう類のものとは混同しておられるのではないかと思ふのであります、この点を一応お聞きしたいのであります。

○石橋通産大臣 理念とかイデオロギイとかいふことを言い出しますと、これはなかなか議論のあるところと思ふ。しかし実際問題として、これもまた論争になつては困りますけれど

も、二大政党の場合にもあまり政策というものは違わないのが、私は政治の上では理想だと思ふのです。今は自由民主党がやっております、翌日社会党が政府をやった場合に、まるで昼から夜になり、夜から昼になるというような激変が政策の上で起るといふことも、実は国民生活の上からおそらく好ましくないことであるから、あまり変化がないのがいいのじゃないかと思ふ。また事実国民生活ということを中心にして考えれば、実際あまり変化は起らぬと思ふ。これは小さな例であります、ここに水谷君がたまたま見えておるが、かつてわれわれと社会党と政策の協定をしたことがありますが、そのときに具体的問題として検討していきますと相違は起つてこないのです。ただし、いまの看板が、最後において社会党は固有をやるといふような看板を出しますと何か違つたやうなところがあります、本日何をやるのか翌日何をやるのかということになると、そう大した違いはないので、当時は話し合ひはついたので、(小選挙区はどうした)と呼ぶ者あり)小選挙区問題でも同じことでありまして、話せばわかるのでありまして、そんなことは話してわからないことはないと思ひます。話してわからないのはおかしいと思ふ。まあしかし、先ほど申しますように、これはおもしろい話であります、これはゆつくり他の機会に譲ることにして、この場合は商工委員会でありまますから、どうか御了承願ひたいと思ひます。

○中崎委員 それでは一つ方向を変えまして、過当の競争を防止する方法としてある程度計画性を持たせ秩序立つた方向でいくということと繊維工業設備臨時措置法案を出しておられるのであります、設備の過剰と、従つて生産過剰に陥るおそれがあるといふことを食いとめる一つの方法として、今までのいわゆる勧告短縮といふやうな方法によつて、少くとも紡績についてはそういうふうな措置を講じてきておられたわけでありまます。しかも繊維等については中小企業安定法の発動によつて、必要な限度においてそれぞれの措置が講じられておつたのであります。それが今同方向で転換されて、逆に今度は設備を直接法律の規定によつて措置する。今までは設備はそのまゝにしておいて、ただその操業する程度をある程度抑えていくといふ考え方であつた、今度はそのもとにさかのぼつて、設備をまた法律によつて強力に制限していくといふやうな方向に転換したわけでありまます、そういうふうにしなればならないといふ具体的な必要性は一体どこにあるのか。今日まで一応目的を達しておつたと思ふので、それが今度は法律によつて今宵つたように具体的に制限しなければならぬといふやうな新しい必要性が一体どこから生まれてきたかといふことをお聞きしたい。

○石橋國務大臣 この法案は、実はわれわれとしては今までやっておりまましたことから非常に差があり、方向が、変わったものと思つておられないのであります。ただ、今までは程度行政指導等についてやっておりましたことが限度にきておりまますから、それでこの際法律上のバックを持つた方法によつて、今までやっておつたことの強化をはかり、より一そう有効に実施したいといふことであります。

○中崎委員 最近の事情を見ますと、繊維品も相当に値上りを來たしておる。今後においてもなお相当に値上りをするのではないか。ことにこの法案が国会を通過して法律となつてこれが実施運用されるに至つたならば、相当に繊維品の値段も上るであらう。勢い今度は一般国民、消費者大衆に迷惑をかける、より好転をさせるのだといふ主張の上に立つておるこの法律案も、逆にやはりわれわれが心配しておるやうに、国民全体に高いものを売りつける、言いかえればやや独占的な形といふものが法的根拠の上に立つて、そしてこれが実際に起つて、結局悲しむべき結果が生まれてくる。結局高い品物を国民に売りつけるという結果になり、その反面においていわゆる十大紡を中心とするところの大資本家だけがうまくやつていくことになるのじゃないか。一昨日もこの委員会において参考人からの発言によつても明らかであります、十大紡の占めておる利益だけを現在において考へてみても、昨年の下期、本年の上期あるいは本年の下期といったものを予想してみたと、倍、三倍といふ実に膨大な利益が生まれつたといふことが言われておるのであります、こういうことになれば、勢い国民大衆が非常な犠牲を強要されるという結果になることを心配するのであります。操短の問題と今度のこうした法律案の運用による見直し等についての問題、ことにこの中小の紡績あるいは繊維会社がどういふふうになるかといふことより

も、大きなところの大紡績会社のみを中心とする利益というものが、独占的な形において大きく生まれてくるのではないかといふことを心配するのであります。その点を一つ十分説明をお聞きしたいのであります。

○石橋國務大臣 最近の繊維品の市況、あるいは将来の若干の見直し等につきましましては、政府委員から説明をいたささせていただきます、大体われわれは前から、皆さん御承知のように、日本の繊維といふものは非常に暴騰、暴落が激しい面がありまして、これがかえつて産業の安定を害する。ですからわれわれは、この法律は産業の安定を害さないやうに、産業の安定をはかりつつ、しかも品質、価格ともに適当な良品を国民に供給し、輸出を増進するといふ目標で、やや長期にわたつた見通しからやつておりますから、さしずめ市況については、先ほど局長も申しましたやうに、すぐにこれを実行してやるということはないと思ひます。長期の見直しとしては、かような方策を講ずることがぜひ必要だと私も、考えておるわけでありまます。

なお近ごろの操短等の問題につきましましては、政府委員からお答えいたさせます。

○小室政府委員 この機会に最近の綿糸布の価格の状況、操短の関係等を簡単に御説明申し上げたいと思ひます。最近、綿糸布の価格が三品市場その他において、また実物市場においても異常な高騰を遂げておることは事実でございます、この原因はいろいろございまして、まず第一には昨年の秋以降、本年の三月ごろまでにおける輸出の非常な増加でございます。これは世

界景気の増大に伴う輸出の増加ということもございまして、特にアメリカ向けに輸出調整を実施することからみまして、多少思惑的な要素も伴つた異常な輸出が昨年の十一月、本年の一、三月に出でおります。たとえば昨年の毎月の輸出の積み出しは、綿糸に換算いたしまして七万トン程度であつたのが、昨年の十二月には十二万トンといふやうな記録的な数字が出ております。本年一、三月も非常に多いのであります。これにインドネシア市場が少し活況を呈したとか、あるいは綿のリック制が改訂になつたといふことを見越して若干の輸出があるとかいふいろいろな事情で輸出が非常に増大して実需を圧迫したといふか、一般の綿糸市況を高騰せしめた最大の原因であります、それに加へまして、昨年の十月、十大紡のストがありまして、輸出四万トンばかり輸出適品あるいは内需においても必要とする三十番手、四十番手の糸が大減産になりまして、これがからみ合ひまして、需給を一そう逼迫させたのであります。特に世界的に見て米綿が先安であるといふやうな見通しが相当強かつたために、夏物等の手当については非常に手控えておつたといふやうな事情もあつて、いよいよ夏物の実物の手当をしなればならぬときに、輸出の増進のために内地の品がすれが起つたといふやうなことで、人气的にも非常に高騰を見たのでありますけれども、そういう輸出の増大の水準といふものは、今後そのまゝなかなか維持できない見通しでありまますし、夏物の実需の手当が一段落した後においては、需給状況が相当變つてくると思ふのであります。しかしながら

こういう輸出品としても価格を適正なところに維持することが必要でありまし、また内需の必需品としてもできるだけ安いものを供給することが必要でありますから、政府としては昨年末以来ずっと操短の率を緩和して参りまして、昨日操短を七月以降全廃することにいたしましたわけでございます。もつとも五、六月ごろの操短率四〇％というものは、現実のことから申しますと、ほとんどフル操業でありまして、ただ操短を実施しておるために人間的に価格が上ることをささえておるような感じがまだ残っておるものから、操短の撤廃を決定した次第でございます。しかしながら最近の輸出の数字、または内需の数字等にかんがみますと、今後数カ月推移いたしますと、おそらく需給はむしろ生産の方が若干過剰になりかねないかというふうな考えでおります。相場の先行きについては私ここで申し上げることは避けたいと思いますが、いずれにしても今日のような価格の状況は続いて参らな

いと思ひますし、また繊維の法案を運用するに際して、設備を押えて、それで価格を上げ上げていくというふうな考え方というものは私も全くとっておりません。最近の価格の状況を簡単に申し上げました。

〔委員長退席、小平（久）委員長代理着席〕

○中崎委員 こういうふうな最近における価格の一、二割程度の高騰ですが、こうしたような高騰が、今の説明によると、それほどまで予想していなかったというふうな考えられるのであります。その通りでありますか。

○小室政府委員 先ほど申し上げたよ

うに、十大紡のストとか、あるいはまた輸出の調整に前後する異常な積み出しとか、こういう点はその程度の規模において予想せられなかったものでありまして、また実需筋の手当等もどの程度に進んでいるかというふうなことは、それぞれのところ勘定といひますか、何でございますから、そういうふうな推移するということとはだれも考へておらなかったのじやなからうかというふうな考えでおります。

○中崎委員 言いかえますと、政府側における予期せざることもあったかもしれませんが、一面においては不明のいたすところとして操短までやられた、そういうことなんです。操短まで勧告していわば独禁法に触れるとか触れぬとかいう問題もあったのであります。強引に政府の責任においてやられた、その結果がこういふふうな予期せざるの値上りになってきておる。従つて国民に大きな迷惑をかけているという結果になっておるのであります。言いかえますと、今後この法律ができて登録制限をやられた場合においても、やはりその場合にストが起らないとはだれも予定できない。そのストがいつ起るかということも、なかなか予定できるものじやない。従いまして、そうしたような予期しないといひますか、不測のことが起つて、それによつてところの市況の混乱といひますのは、かりにこの法律が通過して登録制限をやられても起るばかりでなく、混乱はより多く起るのじやなからうかということが考えられる。輸出の面においてもそうなんだ。社会の動きによつて一つの波がある。それによつて一つの長期計画を立てると言ひなが

ら、やはりその波というものは容易に予測できないという事情はたくさんあり得ると思う。そういうことになる、結局において迷惑を受けるのは、やはり国内にしろ寄せになるというふうなことになる。国民並びに国民経済の上にその影響があるということになる。やることはやるけれども、おれは責任は負わぬ、今回のような値段を上げ上げるような結果になつてもおれは知らぬという事になつて、責任をのめられるということになつたら、一体国民はどうしていいかわからぬといひます。今度は今の予期し得ない時期において、設備機械をつぶしてしまつて、そしてこれだいいんだというやうなことで、まくらを高くしておるよりも、逆に機械が余分に残つていて、いわゆる操短をやるやうなことによつて、いつでもこれが必要に応じて動員できるやうな態勢の方がいいんじゃないかというやうなこともさへ考へられる。政府の説明によつてみても、逆にその方がいんじやないか、スベアが余分にある方がいんじやないかというやうな気もするのですが、この点いかがですか。

○小室政府委員 過剰設備の処理と申しましても、方法はいろいろあるの

でございます。むろん絶対的過剰と申しますか、古いものを中心にして、ここまではどういふ場合にも要らぬだろうと常識的に推測のつくものは、スクラップ化していくということも考へております。しかし同時に封緘とかあるいは格納とか一時的にこれをたな上げしておくということも、過剰設備処理の中に考へておるのであります。将

来景気の変動によつて、当然稼働を必要とするやうな設備までも、これをスクラップ化するということは全然考へておりません。

○加藤（清）委員 繊維製品の値上りについて一応お尋ねしておきたいのでございまして、組織局長はただいま繊維設備の法律には何ら関係がない、このようにお答えになつたのですが、これは頭隠して尻隠さずの論でござい

ます。なぜならば、一昨日ここへ参り考公述に原吉平さんも来られまして、その原吉平さんに私は質問を試みたのでございまして、問題は、値上りの材料が少いにもかかわらず、いや値下りの材料が多いにもかかわらず、今値上りがきておるといふことでございまして、ここに着目しなければならぬ。どうして値下りの材料があるのかといへば、第一番に世界の原綿の相場は一般に下降をたどつております。ずつと下降しております。どこもかしこも下つております。原毛にして

もさうでございまして、ここ三年といふものはほとんど下つて、蒙州相場は普通規格品七七Bにしても、あるいは七八Bにしても、百ペンスタを割つております。百四十ペンスタが百ペンスタ以下になつておるのでございまして、このものはイギリスが買おうと日本が買おうと同じこととございまして、日本だから高く買つたといふことはござい

ろの拡大均衡論のおかげでやや高く買わされておる。二割高でございまして、しかしその占める量というものは、総体の日本の原綿の買い付け量から比較いたしますと、ほんのわずかでございまして、値下りの方が多いのでございまして。一般に値下りを来たしたので、アメリカとしても手持ちの原綿をつい先ほど放出いたしました折に、安く出さなければならぬという状況下に追い込まれております。つまり原綿の世界相場、原毛の世界相場は下降の一途をたどつております。

次にもう一つ値下りの材料がござい

ます。それは、日本政府は今年度原綿の外貨割当も、原毛の外貨割当も増加させていらつしやるといふことでござい

伸びます。伸びなかつたら、大臣の外
交折衝が下手であつたというものであ
り、重光さんの賠償のやり方が失敗に
終つたということになるわけでごさ
います。特にフィリピンを初めとして東
南アジア向けのものは、外交の折衝が
うまくいけば必ず伸びます。従つてそ
れが思惑の中に加わつたとおっしゃる
ならば、それは認めましょう。だれし
も認めるところでございます。ところが
がそれもしかし海のものとも山のもの
とも、まだ見当がつかない状況で、そ
ういうことが市況に影響するとは考え
られないのでございます。従つて現在の
のところでは値上りの状況ではないの
でございす。しいて言えば、内地の
消費が去年の農村景気のおかげでふえ
るではないかと思われた点でございま
す。しかしこの点は相殺されてございま
す。もしも農村景気がよろしいという
ことであれば、これは小幅木綿の生
産が伸びておらなければなりません
が、それが伸びておりません。むしろ
去年よりも減少しております。従つて
商家一般はこれを見越して生産をして
おりません。だからこれは相殺です。
さてそうなる参りますと、値下りの材
料はございす。値上りの材
料、これという値上りの材料は、ほか
に求めることは困難のようございま
す。ただ一つ、ここにある。それは織
維の設備を制限される、制限された際
は、当初の法案にもありましたよう
に、コストから生産数量にまで必ず制
限が及んでいく。法律の面からは削除
されましたけれども、及んでいく。
(小平久)委員長代理退席、委員
長着席
これの見通しが一番大きく市況に影響

しておると思うのでございす。
第二点は、三品市場にすぎない場
で行わるべき、つまり業者の資本だけで
行わるべきものが、業者以外の資本が
ここに投入されておる、こういう問題
でございす。これが思惑買い、思惑
売りをやつて、大きく市況に変動を来
たしておる。決して設備が多いからこ
の価格に変動を来たしているというこ
とではございせん。設備が市況に及
ぼす影響よりも、三品市場の思惑が市
況に変化を及ぼす影響の方がさらに大
きいと思ひます。この点について大臣
の所見を伺ひまして、その答弁のいか
んによつて追つて質問をいたしす。
○石橋國務大臣 いろいろ詳しくお話
を伺ひましたが、確かにそれはもう織
維市場に思惑が非常に強く動くとい
うことは、これは昔からの事実でありま
す。最近においても同様と思ひます。
それをなるべく、その思惑によつて好
ましかる価格の変動等を起さない
ように、できるだけそれは全然起
さないというわけにはなかなかいろ
ろな事情が起るから不可能でありま
しょうが、できるだけその思惑の幅を小
さくする、変動の幅を小さくするとい
うのが繊維政策の一つのねらいだろ
うと思ひます。今度の法案もそういう意
味においてこの価格の変動、思惑の幅
を小さくするという効果をねらつてお
るわけでありす。

こう言つておられた時期であります。
しかしそれでもなお生産は続いておつ
たのであります。なぜかなれば、それ
でもそろばんははじけるからでありま
す。しかし今日の相場を見ますと、そ
れから一コリ一万円を上回りますと、
八万七、八千円前後に上回りますと、
います。大へな値上りでございま
す。それだけならばまだよろしいで
す。毛の方は、安い材料を大きな会社
は半年から一年間分持つておる。去年
の材料でございす。百ペンス前後の
原毛でございす。これを大量に糸を
引きますと、それが原価計算をやりま
してもボンドまず六百円から七百円持
てば十分に採算が合うのでございす
るが、これがボンド当り千円を上回つ
て、ついきのう、きょうではストップ
高を新聞は報じ、三品市場はものすこ
う活況でございす。その結果はどう
いうことを来たしているかといへば、
さなきだに原料高の製品安で苦しんで
おります。機械場が、ますます原料高で
苦しむ。原料高で苦しむだけならばよ
ろしいですが、ついでのことには好む糸
が買えない状況を来たしておるので
ございす。スフ綿がべらぼうに増産さ
れましたので、綿が買いたいときには
スフ綿をついでに買わされるのでござ
いす。いへばあなたは自由主義経済
であるというのにもかわりませす、
抱き合い販売がここで行われておるの
でございす。その結果は、今日ここ
へ御臨席の委員諸公の中にも機械場を
営じていらつしやる先輩を私はよく
知つておりますが、この方々は原料を
買うのに非常に難渋をしていらつしや
るのでございす。この品がすれ、品
高はやがて決済の面に大きな影響を及

ぼしまして、手形では困ります、現
金を早うちょうだい、こういうこと
なつてきておる。ところがその決済を
するに必要な金はなかなか銀行は用意
してくれません。さりとて石橋さんの
傘下にある銀行関係、中小企業
金融公庫あるいは商工中金も、これも
なかなか用意してくれません。商工中
金の金を借りてこの現金払いの糸を買
うて、原料高の製品安で行いますと、
自転車操業は一そう背烈になるので
ございまして、全く倒産に追い打ちを
かけるという原因をここに作つておる
のでございす。これがやがてことしの
夏のゆかた生地、プリント生地にと
えらい高値を呼んでおるのでございす。
それをしり目にかけてコットンの展
覧会が行われて、やれ売れ、やれ売れ
というてやつていらつしやるようで
ございす。こういうことに力を入れ
なせることもけつこうでございす。
けれども、その舞台裏の装置となつて
苦しんでいる奈落の底の方々を何とか
して救ふこと、その結果しわ寄せさ
せられた国民が消費者が、三割高のゆか
たを着なければならぬというこの饑
饉を、次期総理大臣ともいわれるよう
な通産大臣が救わずして、何を救つた
らしいでございまして。この際国民
の苦しみと中小企業の苦しみを救わ
ずして、各大臣とは受け取りがたいの
でございす。一体この際どういう手
をお打ちになるでございしょうか。八
千万、九千万の国民と、原料高の製品
安で苦しんでおる機械場は、あなたの手
の打ち方を心して待つておるわけ
でございす。どうぞ一つここでもいい手
を御発表願ひたいのでございす。あな
たの御発表いかんによつて――きのう

ちよつと下りましたが、今日の後場の
相場はまた少し下るだらうと思ひ
でございす。一つここでいい御発表
を、ほんとうに国民が喜ぶような、拍
手かつさいするような手を打つて
いただきたいのでございす。
○石橋國務大臣 繰り返して申しま
す。上に、そういう好ましくない変動
は、上る方も下る方もなるべく小幅に
し、あるいはなくすることが理想であ
りますから、そういう意味において少
し長期な考えであります。今度の設
備の問題も取り上げておるわけであ
ります。
○中崎委員 これが法律になつた際に
おいては、設備の制限のみならず、直
接あるいは間接に生産制限まで考
へておるのか。言いかえまうとい
うと、これはカルテル行為もある程度とい
うか、相当の範囲の程度認められて
おります。委員会の発意によるものであ
るという考え方の上に立つた場合、い
わゆる間接的な場合も含めて、政府の
方は生産制限を一体考へておるのか
お聞きしたい。
○小室政府委員 この法律でもつて
禁法の適用を除外いたしまして、共同
行為を認めておりますのは、過剰設備
の処理でございまして、今のお尋ねの
生産制限につきましては、紡績業等を
対象にこれを実施いたしまして、場合
は、従来も実施して参りましたよう
でございす。もつとも中小企業等に
つきましては、中小企業安定法の方
の調整規程による生産制限、これは
二十九年を発動するといふことは法

的には可能でございます。

○中崎委員 生産数量については、勸告換短の方法によっていきたいという考え方でありますが、それではいわゆる長期計画によるところの機械設備の調整といえますか、それが十分に効果を果さないという考え方の上に立っておるものであるかどうかお聞きしたいのであります。

○小室政府委員 設備の新増設を制限いたしまして、無秩序の乱設を防止するということが、あるいはまた特に過剰であつて、まず長期的な見通しにおいても使用する必要もないし、また使用に多分たえないだろうというふうなものをスクラップ化するということがこの法律の一つのねらいであります。それと並行して過剰設備の処理のやり方に、封鎖とか格納ということがあつたと申しました。これはある程度は短期的な需給の調節に役立つ面があると思ひます。しかしながらそういうことだけでは、やはり景気の変動に対応して、主として輸出品の価格を維持するために、需給を調節する手段としては、やはり休日制とかその他の内容を含む生産の調節手段がやはり必要ではなからうか。そういう必要が起る事態もあろう、こういうふうな考えでおるわけでありまして、ですからこの新しい法律だけで、短期の需給調節も長期の需給調節も全部できるのだというふうには考えておりません。

○中崎委員 この法律の適用と運用によつて、輸出にたえて責任のある良質のものを生産させるようにというふうなことを含めて、古い陳腐な機械を更迭させるというねらいならば、またある一つの目的にたえるものではない

うふうに考えるのであります。それについてのねらいは、ほとんど従的な考え方であつて、むしろ生産設備を適に登録制限によつて、一つの、結果的に見れば、十大紡を中心とするところの大資本家の独占的形態を強めるものである。少くとも業界における一つの威力と発言力をより大きくするものであるという結果に陥るようなものであるならば、しかもそれが操短勧告等を並行的にやはり今までと変りなくやるんだというふうなことであるならば、今のようない弊害があつて、逆に利益する方面が少いんじゃないかというふうにも考えられるのであります。これによつて、ことに大資本が——これは紡績に限りませんが、そういう類のものが結果的に一体どういう恩恵を受けるかということを一率直に御説明願ひたいと思ひます。

(委員長退席 小平(久)委員長代理着席)

○小室政府委員 今の十大紡が特にこの法律で保護されるというふうなお話もありましたけれども、実は最近の綿紡等の新増設の状況を見ておりましたとき、この法律が施行されたときには、十大紡の基準が加へて下つてゐるんじゃないかという感じがいたしました。しかしながら、長期的な需給の調節を一つのねらいとしており、また本法が施行された場合に、繊維工業として操業が安定した場合には、輸出の価格が維持されるという点に面を安定した経営ができるという点にむろんあると思ひます。私も、国際收支の面から輸出のむだな競争を避けたいということをねらいにしておるのでありますけれども、また中小企業

が安い加工賃で、むだな競争をしていくというふうなことをできるだけ防ぎたいと思つておるのであります。その反対の利益と申しますか、これが縮紡、特に十大紡あたりにもむろん及ぶというところは想像できますが、それをねらつてゐるのじゃないかと、もつと大きなところをねらつておるということでございます。

○中崎委員 実はちよつと間接的になるとおそれもあるものであります。いわゆる十大紡の中でも、二、三の指を折られるような大紡績会社の例について、ちよつと参考までに申し述べておきたいと思ひます。

私は島根県であります。この十大紡のうちで、島根県に大きな工場を二つほど持つてゐる大紡績会社があります。この会社の社長とかいう人が今回の参議院の選挙にまた統一出るのであります。これが昨年ごろからしきりに事前運動と思はれるような猛烈な運動をその工場を中心に展開してゐる。これはいつの選挙でもそういうふうなことをやるのであります。今度の場合においても露骨に、たとえば全県下においてところどころの婦人会、あるいは青年団、あるいは青年会の人たちを、工場見学と称して無料でバスをどんどん提供して、毎日々々温泉へまで連れ込んで非常な歓待をして泊らして帰す。帰すときには非常なみやげものを渡す。そして今度は、工場ができてから十一年の記念と称して、県知事を初めとして、県下の有志を何千人となくその工場へ集めておる。その入口にはでかでかと社長何がしというふうな者の写真から何から出しておる。そして今度は、いざ選挙となると、自分

の工員を全部選挙区へ帰して、君は十票持つてこい、君は十票持つてこいというので、一切工場、会社の費用をもつてそういうことをやつておる。これは選挙のたびごとにそういうことをやつておる。こういうふうなことになる。一面においてこんな無理なことをやつて大衆からしきたまふうけておいて、その金がやはり自分の個人的な立場のために悪用されてゐる。こういうふうなことになる。しかも今度のこうしたような法律がいよいよ実施されるということになれば、十大紡のよいうな会社の立場や利益というものが強化されることはもう明らかである。そういうふうな一面に大衆の犠牲と中小事業の犠牲の上にこういうふうなもの

がされる反面において、この間の公職会においても公述されたのであります。が、昨年のときにおいては十大紡の利益は約三十億圓だった。ところがこの四月には六十億圓になった。そしてこの十月の決算期には九十億圓になるであらうということが予想される。言いかえれば、十月までの先物ももう全部きまつてしまつた。そうしてそれを単純に計算しただけでもこういうふうな見通しになるのであつて、こうした製品の値上りというものが今日もまだまだ予想されるのだけれども、これらの大会社の利益というものは非常に顕著であるというのを私は言ひたい。その利益を悪用して大衆をつり上げるようなことまでやられるということになると、天下の政治もまろきり腐敗墮落してしまつて、大衆の犠牲の上に打ち立てられるというふうなことになる。であるから、あまりに少数大資本が大衆の犠牲の上に立つて利益す

るといふふうなこうした行き過ぎに対して、こういうことをもう少し調整するやうな何らかの方策は一体あるのかどうか、それをお聞きしたいのであります。

○石橋国務大臣 どうも、ある人が選挙に何かをしておると言われても非常に困るのですが、われわれは、繊維工業設備臨時措置法案によつて、特に十大紡とかなんとかいう大きな資本家を助けようというふうなことは全く考えておりません。もし彼らだけであるならばこんなものは要らないのであります。もつと全体の日本の繊維産業のことを考えてゐるのであつて、ことに私なんか心配するのは織物の方であります。この織物の方の人たちが、ことに中小企業が非常な設備過剰であり、競争が過当であるというところで共倒れになつてゐる。このことを見るに忍びないから、従つてかような設備の臨時措置法というふうなものも必要なのであります。ですから、さつきも局長が言いましたように、この結果、おのづから十大紡というものがその飛ばつちりを受けて利益を受けるというところは防ぎようもございませぬが、われわれとしては、十大紡とか大資本家を助けようと思つてわざわざ御審議をわすれたいというものでは決してないと思ひます。また、今の選挙の問題は直接関係ございませぬが、ある人間が自分のかせいだものを悪用するということはどうも世の中にありがちなことではあります。そういう例があらまじたら、なるべくその当人に対して警告を發して、さやうなことがないようにいたしたいと考へるわけでありまして。

○中崎委員 現実には法律がいよいよ実施される場合において、その思惑的なものが減るかどうかが、これは非常に問題だろうと私は思います。言いかえまして、国家の政治権力と結んで、そうしてこの権力的な背景の上に立つて、数量なり価格というようなものが相当操作されるというところの可能性が現在よりもはるかに大きくなるのではないかと、この法律案は逆効果をもたらすのではないかと考えるのであります。この点いかがでありますか。

○石橋國務大臣 これは、つづれるものはつづれる、榮えるものは榮えろというふうな野放しにしてしまえばある意味においてお話のような弊害も出るかもしれないが、それは参りません。そこで、どうしてもある程度こういう法律によつての規制をやるといふことになりまして、ややもすればお話のような弊害が生ずる懸念はむしろないではないです。ですから、極力これを防ぐことにいたさなければならぬ。従つて、これには審議会も設けますが、その審議会のときも、できるだけ中立公正な判断の下せるような人たちに委員になつてもらつて、あやまちのないように期したい、かように考えております。

○中崎委員 まずこの設備制限であります。新設に事業を興して機械を設置しようというふうな場合にはどういふことになるのかお聞きしたい。

○小室政府委員 これは業種ごとに、たとえば綿紡績なら綿紡績という部門ごとに需給の計算をいたしまして、新増設の余地のある場合には新しい企業といへども認める、また昔無の場合にはこれはやむを得ませんが、そうでない場合は、あるいは新増設の余地があるが計画の方が非常に大きいというような場合には、若干計画を圧縮していただく、そういうような運用になるかと思ひます。

○中崎委員 そうすると、かりに増設をこの範囲内においてやるのが妥当だといふような一応の認定がされた場合において、結局現在持つておるものがさらに設備をふやしたいというものと、新規にやりたいという両方の申請が出てくる。それに対してはどういふような扱いをされるか。言いかえれば、新設について優先的な考え方を持つてやられるのか、あるいは以前からやつておる業者の増設についての立場を優先的に重点的に考えていかれるのか、それをお聞きしたい。

○小室政府委員 これは原則として、新設も増設も同じように見ていきたいといふふうな考えであります。もともとここに非常に違つた事情があればまた別であります。法律の建前は新設も増設も同じようにやつていく、こういうふうに考えております。

○中崎委員 この法案が国会に提案されて以来の動きを見ますと、紡績、織機、縫製、縫製機械、こういう面に相当強い反対もあるようでありまして、これについて当面直接の管轄の責任にある重工業局長は、一休今日までその業界についてどういふような折衝をされて、そしてどういふ見通しとどういふ方策を持つておられるかをお聞きしたい。

○鈴木(義)政府委員 本法案に関連します新機、織機、縫製機械の問題につきましては、この案が出て以来業界からいろいろこれに対する意見を承わつております。われわれも省内におきまして、これらの事情をよく話し、これに対する対策に遺憾ないように努力してきております。考え方をいたしましては、この法案を前提といたしまして、どういふように紡績、織機、縫製機械に對する影響に對して対処するかということだろうと思ひます。

そこで二つございしますが、一つはできるだけ設備の更新を繊維産業においてやつていただく。このために臨時紡績機更新打合せ会というのを設けまして、関係の繊維産業及び機械関係のメーカー、それから通産省の関係両局、これが集まりましてかような打合せ会を作りまして第一回の会合を開き、近く第二回の会合を開くということになりておりますが、これによつて繊維産業の設備の更新をできるだけ促進して、今後ある程度新増設が抑えられることになりまして、機械を更新することによつてできるだけ国内需要を喚起するといふような方向で考えておる次第でございます。

第二の問題は、やはり輸出振興の問題であります。輸出振興につきましまして、一昨年あたりは非常に海外のマーケットがよろしゅうございまして、パキスタン等に伸びておりましたが、昨年はその非常によかつたわけでもございせん。しかしながら今後さらに各海外のマーケットを調査し、それと同時に今後機械の進出の問題については、輸出した機械のアフター・サービスといふような問題もございまして、これらについて、機械関係の業界にお

てよく研究をしていただきまして、これに對する対策を立て、政府もまたこれに對して大いに助成していただきたいといふような考え方で、目下進めておる次第でございます。

○中崎委員 中小企業安定期法の適用によつて、機械部門に調整が加えられてからといふものは、関係機械メーカーに相当大きな打撃を与えておるようであります。それに対するところの調査がどの程度のものであり、その後一体どういふように立ち直つておるかをお聞きしたいのであります。

○鈴木(義)政府委員 実は中小企業安定期法の適用によりまして、機械メーカーの影響が非常に大きいのではないかと当時いろいろ心配いたしました。その際も実は更新につきましましての打合せを開きまして、大いに努力してきたわけであります。その結果、更新計画と実際の生産を比べてみますと、ものによりましては、更新計画以上に更新ができておるという状況であります。ただ昨年度は、御承知の通り輸出関係が非常に苦しかった事情にありまして、生産全体といたしましては、たとえは綿糸布織機については、一昨年の生産より落ちております。しかしながら絹、人絹織機等につきましては、生産としましては、昨年は一昨年よりもふえております。また毛織機につきましましては、やはり昨年は一昨年よりふえておる、こういうふうな状況であります。

○田中(武)委員 ちょっと関連してお尋ねいたします。今重工業局長は、本法の実施によつて影響を受ける関連産業、すなわち紡績機械メーカーについ

ての対策、これについては、本法の実施の上に立つて対策を考えたい、しかしかのことをやつておるといふお話があつたと思ひますが、これについて特別な立法が何か考へておられるのか。あるいはそういうことであるならば、この本法の審議と並行してこれを行うといふような準備はされていないのか、それをお伺ひいたします。

○鈴木(義)政府委員 紡績機械メーカーに對する対策としましては、ただいま申し上げましたように二つございまして、一つは繊維産業の設備の更新、これは繊維産業においていたしたくわけでございます。われわれといたしましては、先ほど申し上げました打合せによりまして、機械関係の立場を強調し、できるだけ最善の努力を払つて更新をやつていただく。こういうことであります。それから輸出関係につきましましては、今紡績機械メーカー等いろいろ対策を立てておりますので、これに對しまして通産省としては、ある程度の補助をしよう、これは今われわれが競輪関係において持つておる資金がありまして、その中から一定額をさいてこれらの補助に充てようと考えております。それから法律的な措置としましては、別段たまたまのところ考えておりません。

○田中(武)委員 最善の措置をいふたような抽象的なお答えだつたと思ひます。その法律が実施せられた場合に受けるところの影響はわかつておると思ひます。従つてこの審議に當つては、それの及ぼすところの、関連産業が受けるところの影響、これに對する対策は、具体的に発表なされて、この法案の審議と並行してなすべきじゃない

の対策、これについては、本法の実施の上に立つて対策を考えたい、しかしかのことをやつておるといふお話があつたと思ひますが、これについて特別な立法が何か考へておられるのか。あるいはそういうことであるならば、この本法の審議と並行してこれを行うといふような準備はされていないのか、それをお伺ひいたします。

か、このように思いますので、今言われたような最善といったようなことなく、具体的な対策があるならば、資料として出していただきたいと思ひます。

○中崎委員 だいたいのことですが、中小企業安定法の発動によって、これらの関係機械業者が受けた打撃は予想外に甚大であつた。ことに輸出にも関連して、相当大きな打撃を受けておるということを耳にしておるのでありますが、それが一体どの程度のものであつたかということ、数字があつたら一つお示し願ひたいと思ひます。

それからその後において、具体的な業者の自主的な努力、さらに政府側におけるところの側面的ないろいろな助成策、あるいは資金政策等を含めたところの方法によってそれらが総合的に作用して一体どの程度今日まで立ち直つておるかということ、ものによればよりよくなつてゐるということも今言つておられるのでありますが、それをもう少し具体的に資料によつてお出しを願ひたいと思ひます。

それから今回の法律案が実施の際において、今度は相当広範囲にわたると思ふのでありますが、これによつて受けるところの機械なり関連産業の打撃、被害の見通し、さらに今後の対策、ことに一番大きな問題は、これに従事しておるところの従業員十七万ともいひ、あるいは二十万人ともこの間の公聴会においては言われておるのであります。それは一体その通りの数字と受け取つていいのかわか、あるいはその範囲を一体どの程度しほつて考へるのが妥当であるのか、そこらの見通しも立てながらあわせてこれらに對

するところの直接間接の影響並びにその対策について何らかの資料をもつて具体的ににお出し願へれば大へんに好都合だと思ふのであります。

今輸出の部門については、競輪に関する納付金の一部をもつて補助金とするということでありますが、これは別に政府の予算にも取つてないようでありますが、具体的に一体どの程度の数字をどういう範囲において助成しようとするのか、これはすぐおわかりと思ひますが、ざつと一つ御説明願ひたいと思ふのであります。

○田中(武)委員 その前に、僕のお尋ねのことはどうなつてゐるのですか。○小平(久)委員 長代理 田中君、資料を一つ具体的によくわかるように言つてやつて下さい。

○田中(武)委員 先ほど中崎委員から、打撃を受ける産業についての数字とか、そういうものの資料が要求されたのだが、それに対して私が質問した、重工業局長は、最善の措置という言葉を使われたわけなんだ。最善の措置ということでは満足できない、具体的にこういう影響があるからこのようになことを考へておるといつたような根拠のある書類を資料として出してもらいたいということなんです。

○多賀谷委員 今の田中委員の資料要求とあるいは同じであるかもしれませうけれども、私も資料を要求しておきたい。それは経済五年計画に基いていろいろな施策が行われておるのであるが、経済五年計画とマッチする意味において、本法案が成立した際においては、紡織機械工業においてはその内需及び輸出の状態が——生産高がどのようになるか、それに伴う労働者の

推移、これを少くとも年度別に出していただきたい。

○鈴木(義)政府委員 第一の更新関係、それから輸出関係についてどういう対策を打つておるかという資料であります。更新関係につきましては、よく繊維局長と相談をいたしまして、また輸出関係につきましてはわれわれの手元で資料を提出いたします。

それから二番目の中崎先生の御質問の過去の大規模機械関係の影響はどうか、これも数字的に出したいたと存じます。

それから今競輪からどのくらい予想しておるか、どのくらい使つておるか、大体額としては二千万円、一つは市場調査に出すもの、それからアフター・サービスとしてのもの、この二つをその中で考へております。

それから最後に多賀谷先生の御質問の五年計画におきますこの数字は、まだ機械工業の各業種別にできておりません。従つてこれはむずかしいかと思ひます。

○加藤(清)委員 私も中崎委員の質問に関連いたしまして資料を要求したいと存じます。それは昭和二十九年十一月に行われました二十九条の発動からそれ以後審議ができましたが、審議会においてどういふ具体的な機械産業の救済策が計画をされて、それがどのように具体化しているかということ、特に融資関係のところをはつきりしていただきたいと思ひます。いまだそれが十分にできていないはずでございます。

それからもう一点は、ただいま重工業局長が二十九条発動以後かえつて機械の生産がふえたと御答弁になりました

たが、なるほど綿、人絹においてはそういうことが言えます。私の調査によつても大体一五〇％ぐらいに伸びておる。しかしそれは別な理由によるのでございまして、理由があるのです。ところが綿織機なんかは総トータルにおいて一体どうなつたかという点を数字をもつて明らかにしていただきたいのでございまして、つまり、私の調査によれば昭和二十九年発動以後前年に比べて五二％の生産しかできておりません。そこでその点を月別にどうなつていったか、その数字を出していただきたいのであります。なぜかなれば、今盛んに機械屋が言つておるところの影響、打撃が大きいというのは、年トータルでは困るのでございまして、つまり下請あたりは手形が一月月伸びただけ、二カ月伸びただけでも倒産していくのであります。そこで一年たつたら景気がよくなるから、その間はじつと手を組んでしんぼうしておれといつたつて、これはできることではございませぬ。従ひまして発令された翌月はどうなるか、機械が消化されたか、内地はどうであつたか、輸出はどうであつたか、その翌月はどうなつたか、少くともその翌月以降半々ぐらゐは月別ぐらゐに示していただきたい。それからそれ以後一年ならば、一年のトータルをぜひお願いしたいのでございまして、それが結局輸出にどう影響があつたか、輸出の値段にどう影響を及ぼしたか、これが今度のこの法律を通過させるための一番ガソリンになっておるところでございます。従ひましてこの点だけは一つ詳細に細大漏らさずに報告していただきたい。機械産業がそのような傾向

になりました場合に倒産した会社が出て参りました、それから下請で首を切られた会社がいふん出て参りました、この数量がどのくらいあつたかをはつきりしていただきたい。もしなければ私の方から出します。それを全部額面通り受け取つていただければそれでけっこうでございます。

その次に、そのおかげで、労働者にどういふ悪影響があつたか。何人首切りが行われて、何人解雇制度をとられたか、こういう点を明らかにしていただきたいのでございまして。

次に、これと同じことでございまして、紡織の機械を法律をもつてやらすに操短をなさつたときがございまして、この操短をされた直後において、労働者の賃下げ、首切り、解雇制度といふことが行われました。このデータを開明かにしていただきたい。これはすでに労働省でできてゐるはずでございます。何もむずかしいことではありません。決してむずかしい手間、ひまをとらせて、引き延ばしのためにあなたたちを困らせようと思つておるのはございませぬから、操短の場合に一体労働者にどういふ影響があつたかのデータと、操短を勧告された後における生産数量がどのように行われたかを、これは一つ繊維局の方でお願いしたい。それは綿の操短が行われたのでございまして、その結果綿はどのように生産が減つたかふえたか。そのしわ寄せがスフ、人絹にいつてゐるはずでございます。そこでスフ、人絹はどのようになつたか減つたか増えたかの数字を明らかにしていただきたいのでございまして。これはすでに内閣統計局からも、通産省の官房の方からも調査が完

了になっているはずでございませうから、この法案を通過させた際においてどのような影響があるかの参考資料には、過去にすでに行なつたことを見るものが一番手とり早いこととございませうので、この点を一つ明らかにすると同時に、たゞいま多賀谷さん、田中さんから御質問のありました、この法案実施後における、推定でもけっこうでございます、あるいは計画でもよろしゅうございませう、それを一つはつきりしていただきたい。委員長、以上でございませう。

（小平（久）委員長代理退席 委員長着席）

○小室政府委員 今回の紡績短縮につきましては、首切り、帰休その他の措置はあまり行われていないと聞いておりますが、今お話のように労働省にそういう資料がありますれば、むろんこれはとって資料を御提出するようなことになるかと思ひますが、その点私どももちよつと……

○鈴木（義）政府委員 ただいまの資料、できるだけ御趣旨に沿うように取りそろえてお出しいたします。

○多賀谷委員 私が要求しました経済五カ年計画に相応する機械の生産高並びにその需要、内需と輸出の区別、さらに労働者の推移、こういうのは機械全般としてはできておるけれども、職種別にはできてないから困難だということがありましてけれども、繊維そのものの内需及び輸出については五カ年計画はできておるわけでありませう。そして年度別ではありませうけれども、三十五年度の衣料の消費態様、そういうものについても発表されておる。ですから私はその線に沿うて、や

はり機械工業においてもどういふようになるのか、さらにまた今度の法案が通過する状態においてどういふようになるのか、これはやはり推定でも計画でも出さなければ審議はできないと思ひます。これは非常に大きな問題なんですから、とにかく重工工業局は、私はそういういやなことは言いたくないけれども、繊維の方の資料だけは膨大にきておりますけれども、あなたの方の機械の方の資料は全然きていない。問題は機械の方が非常に問題だといふことを参考人が言つておるのですから、私はこれについても十分なる資料をお願いしたいと思ひます。

○鈴木（義）政府委員 ただいま申し上げました通り、まだ機械工業として五カ年計画の内訳をどういふふうにするかといふことについて作業を終つておりませんので、結論的にきまつたものを出すといふことは非常にむづかしいと思ひます。しかしただいまお話がありまして、しかたがないとお話がある、繊維産業の方の計画で更新需要といふものを推定していただきました、それによつて一応推定のものはできると思ひますが、確定的にこうであるといふようなオートライズしたものは、やはり機械的に手続的なものを経ていろいろ審査をしなければできませんので、きよな意味合いでございませう、できるだけ努力して、何とか作成してみたいと思ひます。

○神田委員長 この際暫時休憩いたします。

午後二時九分開議

午後二時二十六分休憩

○神田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

○阿左美委員 私は、本法案はわが国の繊維工業に対する輸出振興、中小企業者の安定のためにとられた処置でありまして、通産省の施策といひましては從來繊維工業、なかんずく中小企業者の対策といひましてきわめて時宜を得た、政府といひましては近ごろ珍しいヒットと言わざるを得ないのでありまして、これに對しましては心から敬意を表する次第でございませう。しかしながら御承知のことくわが国の繊維工業の特色は、その最終製品の生産者はすべて中小企業をもつて占められておりまして、しかもその製品の大半が輸出品であります。わが国の経済上に占める地位は高く、かつ重要であります。この法案の実施によつて現状より一歩前進することは認められますが、根本的な、しかも積極的な政策とは言いがたいのでございませう。政府は今後この法案の実施と並行いたしまして、輸出振興対策並びに中小企業対策を積極的に講ずる必要があると思ひますが、その点につきまして御用意が御座るか、通産大臣並びに繊維局長にお尋ねをいたしたいと存するのでございませう。

○石橋國務大臣 お説の通り今度の法案は、設備をある程度規制し、これを改善してわが国の繊維工業、ことに中小企業者の経営するその方面の改善をはかるうとするのでありますから、その意味において全然消極的とも申せないとと思ひますけれども、しかし輸出振興

興とかいふ面から申せばこれだけではむろん足りないものでありまして、どうしてこれに相応じて、同時に積極的な輸出振興の対策を講ずるという必要は十分認めておりますので、從來も通産省として、その方面には相當の努力をしてきておるつもりでありませうが、なおこの上ともその方面の施策を強化して参りたい。

それから中小企業につきましてはしばしば申し上げましたように、実はその実態が十分つかめておらないといふ節もございませうので、その実態をつかめば相當施策すべき点もあると思ひます。そこで本年度予算におきましては、わずかでありますが、中小企業の実態を把握するための調査費をも認めてもらいました。これらによりまして中小企業等については特に実態を調査し、その上に立つて適切な処置をとりたい、かようにせつかく努力をしておる次第であります。

○小室政府委員 ただいま大臣からお話があった通りでございまして、私もこの法律だけで何も片づくという考へではなく、特に中小企業安定法の運用その他関連した法律の運用等で十分これを補つていかなければ、おっしゃるような輸出振興の措置、あるいは中小企業対策が完璧にいかないといふふうに考へております。

○阿左美委員 次に本法案は、絹、人絹及び綿、スフ繊維の買上げについては初年度に一億三千万円の国の助成があります。すでに予算措置が講ぜられておりますことは前述のごとくでございますが、絹、人絹繊維業及び綿、スフ繊維業は中小企業でございまして、今回、聞くところによりまして、

絹、人絹繊維買上げにつきましては五千万円、綿、スフ繊維に對しましては七千万円、機械一台一千万円でありまして、他は残存業者が負担することになつておるのでございませう。このようになわすかな補助金では所期の通り買上げができるかどうかさうぶる疑問でありまして同時に、この買上げを行つて調整組合または同連合会の責任分担はきわめて容易でないと思ひますので、この買上げを効果的にするために、補助金の増額が絶対に必要であると存するのでございませう。もし本年度におきまして、この補助金の増額ができ得ない場合は、来年度において予算は大幅に増額すると同時に、本年度の不足分に對しまして別途に金融の道を講じていただけることができれば、効果的に進行することはでき得ないと思ひますので、政府はこの点につきまして何らかの特別の金融処置をお考えになつておられますか、大臣にお尋ねをいたしたい次第でございませう。

○石橋國務大臣 産業界のことはできるだけ一つ自力をもつて更生をして立ち直るようにしたい。これがほんとうにその産業界を復活するゆえんであると思ひますから、ただいたずらに補助金を増額するといふようなことは、必ずしも好ましくありません。しかしながらこの法案実施に當つてはむろんこれの効果をまた上げなければならぬのでございませうから、実際に応じて今後なお考慮をする余地はあると考へております。また金融等の問題につきましても、十分考慮をいたしたいと考へております。

絹、人絹繊維買上げにつきましては五千万円、綿、スフ繊維に對しましては七千万円、機械一台一千万円でありまして、他は残存業者が負担することになつておるのでございませう。このようになわすかな補助金では所期の通り買上げができるかどうかさうぶる疑問でありまして同時に、この買上げを行つて調整組合または同連合会の責任分担はきわめて容易でないと思ひますので、この買上げを効果的にするために、補助金の増額が絶対に必要であると存するのでございませう。もし本年度におきまして、この補助金の増額ができ得ない場合は、来年度において予算は大幅に増額すると同時に、本年度の不足分に對しまして別途に金融の道を講じていただけることができれば、効果的に進行することはでき得ないと思ひますので、政府はこの点につきまして何らかの特別の金融処置をお考えになつておられますか、大臣にお尋ねをいたしたい次第でございませう。

絹、人絹繊維買上げにつきましては五千万円、綿、スフ繊維に對しましては七千万円、機械一台一千万円でありまして、他は残存業者が負担することになつておるのでございませう。このようになわすかな補助金では所期の通り買上げができるかどうかさうぶる疑問でありまして同時に、この買上げを行つて調整組合または同連合会の責任分担はきわめて容易でないと思ひますので、この買上げを効果的にするために、補助金の増額が絶対に必要であると存するのでございませう。もし本年度におきまして、この補助金の増額ができ得ない場合は、来年度において予算は大幅に増額すると同時に、本年度の不足分に對しまして別途に金融の道を講じていただけることができれば、効果的に進行することはでき得ないと思ひますので、政府はこの点につきまして何らかの特別の金融処置をお考えになつておられますか、大臣にお尋ねをいたしたい次第でございませう。

○阿左美委員　なお本法案では共同の行為に参画をした者及び調整組合員が決議によりまして、織機を供出することになるわけでございまして、強制買い上げでないでございまして、供出があるいはいまだとか、あるいは納付金を出すが困るとかいうような者が、共同行為に参画しないかまたは調整組合を脱退すればよいことになると思うのでございまして、この中小企業安定法に基きまして、せつかく今までに苦心いたしましたこの調整組合を結成いたしましたので、自治的に生産調整を行なうべきものであります。これがために組合をどしどし脱退をいたしまして、調整組合の土台骨をゆすぶるがごとき結果になることが憂慮されるのでございまして。同時にこの納付金の徴収がきわめて困難になりますし、買い上げの処置が円滑に遂行できないことになるといえますが、それでは本法案に沿って、買い上げの処置を円滑に実施するために調整組合の権限を強化する必要があると存じます。また残存業者に対する納付金の義務を強化するために若干の修正を必要とする思いがいたすのでございまして、これに對しまして政府はいかなる所見をお持ちになっておりますか、お伺いいたします。

○石橋國務大臣　当局といたしまして、この法律を強力に実施するという点からだけ考えますと、お話のようにもつと強制力がある方が便宜のわけと存じます。しかしながらわれわれとしては、さつきも申しましたように、できるだけ業者の自主性を尊重し、その自力更生という考えからほんとうにみんな心から協同して、この法案

によって協力していこうという気持を出して、これができればなおさらけつこうだ、これがほんとうに日本のためになると考えましたので、政府としては、いきなりそういう強制的な干渉がましい法律案を作るといふことは実は遠慮をしたわけでございまして。まあそういうものができれば実施の上においても便利であるといふことは申すまでもありませんが、なるべくなら業者の自主性によってやりたい、かような考えから法案はかようにいたしましたわけでありまして。

○阿左美委員　次に本法案によりまして残存業者の納付金を円滑に徴収する一つの手段といたしまして、織物の検査をする際に漏れなく徴収することが一番妥当と思われるのでございまして、かねて業界から中小企業安定法による生産制限の第二十九条二項命令を要請してありますが、結局設備制限のみでは根本的に生産の制限をすることはできないのでございまして。命令によりましてこれを行う以外には中小企業安定法は期しがたいと存ずるのでございまして。それでこの際政府は本法案の実施と並行して、業界の要請があれば直ちに生産の制限も、これを確保するために検査の第二十九条二項命令を出すことが絶対に私は必要であると思うのでございまして、政府におきましてはこの調整組合の生産調節の完了を期し得られるということでありますれば、この検査につきまして織物の品種別の生産の数量が確保できることができまします。今後この織維行政上の便利も多いばかりでなく、本法案によりまして織機の買い上げに伴う残存業者の納付金を確実に徴収することが

できます。一石三鳥の効果が期待されるのでありまして、この際、政府は中小企業安定法による生産の制限検査に對する二十九条の二項命令による、強制命令を出す御意思がおりますやいなやを織維局長に承わりたいのでございまして。

○小室政府委員　まあこの法律を離れまして輸出向け、内地向けの織維品の品質の確保をはかるということは非常に大事でありまして、そのためには検査をできるだけ勵行していかなければならぬという根本的な考え方を持っておりまして、またこの法律による過剰設備処理に際して、今お話のように検査を実施いたします際に、この負担金を取り立てるといふようなことが一番實際的な方法であるかと私もたゞいま考えております。生産制限につきましても、中小企業の過剰設備その他の現状からいたしまして、まあ生産制限もある程度強化して参らなければならぬ場合が相当にあると思ひます。今の御発言まことにごもっともでありまして、こういう点十分参酌いたしまして善処いたしたい、こういうふうに考へておる次第であります。

○阿左美委員　次に中小企業安定法による設備の制限でございまして、このビニロン、ナイロン及びアセテート等の織維を生産する織機は制限外になつておるのでございまして、一方本法案の設備措置によつて、絹、人絹、絹、スフの織機でこれは織れるのでございまして。そういういたしまして、絹、人絹、スフの織機はこれを買ひ上げましてスクラップにするとか、あるいはこれを廃棄するとかいうような一方的な処置では、合成維維を生産するところ

の織機はどしどし増設して差しかえないというようなことにもなると思ひます。この合成維維を織る織機は特別な織機であれば防止することもできるのでございまして、現在絹、人絹及び絹スフ織機で幾らでもこれは生産ができるのでございまして。ここに大きな抜け穴があると思うのでございまして。もちろん今後合成維維を育成することは必要でございまして、これを効果的に育成するならば計画的な生産が最も必要ではないか、こういうふうにお思ひのでございまして。従つて政府は本法案の実施と並行したしまして、この抜け穴を合理的に防ぐ意味におきましては、合成維維を織るところの織機を今後許可制にする必要があるか、またそういう御意思があるか、私は絶対にこれは必要と思うのでございまして、これに對していかなるお考えがございまして、織維局長にお尋ねをいたします。

○小室政府委員　合成維維を使用いたしまして準合成維維織物を作りますような場合には、織機についても従来の織機と多少変わったものが使われているのでございまして、また温度調節とか湿度調節とか特殊の装置等も必要であるようにありますが、合成維維と他の織維とともに使う場合、あるいは品質についてあまり問題にしないです使うということであると従来の織機も使えらるというふうな面があると思ひます。お話のような、あるいは織機の設備制限の裏をくぐる目的でもって、合成維維という名目のもとに織機を増設するようなことは十分考えられるわけでありまして。私もいたしましては実情がどうなつておるか、すでに問題としては承知しておりますが、現在調

査中でございましてけれども、その弊害が相当大きいということであれば、これは何らかの手段によつて防止しなければならぬというふうにお考へております。

○阿左美委員　先ほど大臣からの御答弁中、補助金は、なるべく業者の自治的の意思においてやっていただきたいといふようなことは一応ごもっとも思ひのでございまして。業者といたしましてはそういうような気があつてほしうと存ずるのでございまして。しかしながら現在業者は非常に自己資金が枯渇してございまして、ほとんど力がない。それでいろいろの意見はありますけれども、先ほどある委員から、現在の織維製品が非常に値上りをしたじやないか、これをどうするかという御意見がございましたが、これは一時的のものでございまして、決してこれがいつまでも続くとは思ひませんのでございまして、こういうようなことを考へて現在ではこれを整備する必要はないじやないかというようなことは大いに考へていただかなければならぬと思ひます。こういうようなときにこれは整備しなければならぬのでございまして。私は絶対に今後過剰織機の整備ということとは必要と考へるのでございまして、この法案はもとより政府提案になつておりますけれども、民間業者からの要請によりましてこの法案を政府の法案の通過を非常にこいねがつておるのでございまして、どういたしましてこれは現在の過剰織機を整備しなければならぬ。ところが資金関係で本年の計画では絹、人絹においては五千

台くらしいきり整備ができ得ないのだというようなことはきわめて不満足でございます。相当な数量を整備する必要があるのでございますけれども、資金関係でそういうことが実施できないということは、はなはだ遺憾なわけでございます。そこでその資金をどういうふうにして求めるかということになります。これはかねがねいろいろ業界にも意見があったのでございますが、これは昭和二十五年でございますが、シャップ勧告によりまして織物消費税が撤廃になりましたときの業者の立つかえというものがそのままになっておる。これはその後非常に問題になりまして、何とかこれは片をつけなくちゃならぬというようなことはそのつどいろいろと問題に取り上げられたのでございまして、遂に今日まだその片がついておらないのでございますが、メーカーと扱い商社の消費税の立つかえの総額は三十三億と言われておる。しかしこの商社の立つかえというものはなかなか完全なる数字をつかむことは困難と思ひますけれども、メーカーの立てかえは完全なる数字がつかめるのでございます。それは織物消費税を納めましたところの帳簿とまたその織物をその当時に販売した数字と現在の手持ちというものの数字がはつきりしておるのでございまして、それが一億六千万ばかりあるのでございますが、こういうような金をこの際何とかお考えをいただいて織機の買い上げにこれを使用するということも考えられるのであります。その当時いろいろその金の使途に対して、これは非常な問題だ、なるべく公共的の繊維業の発展のためにこれを使うということが望ま

しいというような意見がありまして、ある程度の金額は認めるというようなことはその当時、大蔵大臣に認めていただいたことがあるのであります。それがそのなりになっておりますが、この際そういうような問題が解決するならば、私はその資金をこういう過剰設備の資金にするというようなことも一つの方法と思うのでございます。が、これらについて何らかのお考えがありますかどうか承わりたいと思ひます。

○石橋國務大臣 今お話の問題、私も聞いておりますし、何とか片をつけたらと努力をいたしております。また今阿左美君の暗示された点も十分考慮してみたいと思ひます。まだどうするといふ結論が出ておるわけではございませんので、なおお話が大へんおもしろい点があると思ひますので、十分打ち合せて考慮してみたいと思ひます。

○阿左美委員 私は最後にお願ひをしておきますが、本法案は、これは全く業界の希望する法案でございまして、これは政府が御提案になっておりますけれども、業界はもう今日は、この法案がいつ通過するか、どうなっておるかというようなことを非常に心配しております。私は本法案の一日も早き通過をこいねがうものでございまして、本法案が通過の上、施行される際におきまして、二十九条の履行命令につきましては、どうか容赦なくお考えをいただく必要があると思ひます。どうも中小企業というものは、ときにおいては意見が一致し、ときにおいては意見がばらばらになるというやうなことが、今日の不況を招いた原因であると思ひますので、ある

程度の強制は私は絶対必要と思ひますのでございます。中小企業を育成する上におきましては、やはり野放しではどうもいけません。今後中小企業というものは育成はできない、どうしてもある程度の強制は絶対に必要であると思ひますのでございまして、この二十九条の履行命令はぜひともお考えをいただきたいことを希望いたします。私の質問を終ることにいたします。

○神田委員長 本日はこの程度にとどめます。次会は明十一日午前十時より開会することとし本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十五分散会